

III. オーストラリア連邦
(Commonwealth of Australia)

<目次 ～オーストラリア～>

第1章 市場環境の特徴.....	2
第2章 金融制度概要.....	3
1. 金融機関の種類.....	3
(1) 概要.....	3
(2) 国内銀行.....	4
(3) 外国銀行.....	5
(4) 住宅金融組合・信用組合.....	5
2. 監督官庁と指導体制.....	6
3. オーストラリアの金融制度の特徴.....	8
4. 預金保険制度の枠組み.....	8
5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制.....	9
第3章 郵便貯金の概要.....	11
1. 設立目的・沿革概要.....	11
2. 組織形態.....	11
(1) 経営形態.....	11
(2) 金融サービス提供の形態.....	13
(3) 窓口取扱時間.....	13
3. 主な業務内容.....	14
(1) 預金業務概要.....	14
(2) 資金運用方法.....	14
(3) 貸出業務概要.....	14
(4) 送金・決済業務概要.....	14
(5) 国際業務概要.....	15
(6) 付随業務概要.....	15
4. 会計基準と財務諸表.....	16
第4章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴.....	19
1. オーストラリア郵便公社.....	19
(1) オーストラリア郵便公社の特徴.....	19
(2) オーストラリア郵便公社の競争力.....	19
2. 住宅金融組合・信用組合.....	20
3. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け.....	20
第5章 最近の金融動向と今後の展望.....	23
1. 最近の金融動向.....	23
(1) 金融制度改革の動向.....	23
(2) マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況.....	23
(3) コミュニティ銀行 (Community bank) の設立.....	24
(4) 大手銀行のオンライン決済サービス拡充.....	25

2. 今後のオーストラリア郵便会社の動向.....	25
(1) オーストラリア郵便会社の経営形態.....	25
(2) オーストラリア郵便会社の郵便関連業務.....	25
<出所資料一覧>.....	27

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
ADIs	authorised deposit-taking institutions	認可預金受入機関
APRA	Australian Prudential Regulation Authority	オーストラリア健全性規制庁
ASIC	Australian Securities and Investments Commission	オーストラリア証券投資委員会
CUA	Credit Union of Australia	オーストラリア信用組合
GSYFS	Good Shepherd Youth & Family Service	グッド・シェパード・ユース&ファミリー・サービス
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計基準
NAB	National Australia Bank	ナショナル・オーストラリア銀行
RBA	Reserve Bank of Australia	オーストラリア準備銀行
RFCs	registered financial corporations	認可預金受入機関ではない金融機関
SMSF	self-managed super fund	自己運用年金ファンド

第1章 市場環境の特徴

図表 1: オーストラリアの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約769.2万平方キロメートル
	人口	2,476万人(2017年、IMF推計)
	主要都市	キャンベラ
	民族	アングロサクソン系等欧州系が中心。その他に中東系、アジア系、先住民など。
	言語	英語
	宗教	キリスト教約64%、無宗教19%
	在留邦人数	92,637人(2016年10月)
政治体制・内政	政体	立憲君主制
	元首	エリザベス二世女王(英国女王兼オーストラリア女王)
	議会	二院制(上院76、下院150議席)
	首相	マルコム・ターンブル
経済	主要産業	鉱業、金融、保険業、卸売、小売業
	GDP	1兆2,566億米ドル(2016年、IMF推計)
	1人あたりGDP	56,135米ドル(2017年、IMF推計)
	実質GDP成長率	2.2%(2017年、IMF推計)
	通貨	豪州ドル。1米ドル=1.28豪ドル、1豪ドル=83.85円(2017/12/31)



(出所) IMF “World Economic Outlook October 2017”、外務省「海外在留邦人数調査統計 平成29年要約版」等を基に作成
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html (2018年2月21日閲覧)

図表 2: オーストラリアの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
人口	万人	2,102	2,148	2,187	2,217	2,252	2,292	2,329	2,361	2,401	2,439	2,476
名目GDP	億ドル	11,319	12,360	12,601	13,591	14,573	15,072	15,589	16,057	16,342	16,960	18,008
1人あたりGDP(名目)	ドル	45,163	49,224	45,604	56,360	66,773	68,048	64,734	61,232	51,220	51,737	56,135
実質GDP成長率	%	4.5	2.6	1.7	2.3	2.7	3.6	2.1	2.8	2.4	2.5	2.2
消費者物価上昇率	%	3.0	3.7	2.1	2.6	3.0	2.1	2.6	1.7	1.7	1.4	2.0
経常収支	GDP比%	-6.7	-4.9	-4.6	-3.6	-3.0	-4.1	-3.2	-2.9	-4.7	-2.6	-1.6
財政収支	GDP比%	1.5	-1.1	-4.6	-5.1	-4.5	-3.4	-2.8	-2.9	-2.8	-2.6	-2.2
政府債務	GDP比%	9.7	11.7	16.7	20.5	24.2	27.8	30.7	34.2	37.9	41.0	41.9

(出所) IMF “World Economic Outlook October 2017”を基に作成 (2018年3月30日閲覧)

第2章 金融制度概要

オーストラリアの金融機関は、原則として1959年銀行法（Banking Act 1959）に基づいて設立される。預金受入を行わない金融市場会社・金融会社については2001年会社法（Corporations Act 2001）が根拠法となる。

1. 金融機関の種類

(1) 概要

オーストラリアの金融機関は、オーストラリア健全性規制庁（Australian Prudential Regulation Authority, APRA）により預金業務取扱いの認可を受けた認可預金受入機関（authorised deposit-taking institutions, ADIs）と認可預金受入機関ではない金融機関（non-ADI financial institutions, registered financial corporations, RFCs）に大別される。

図表 3 : オーストラリアの主な金融機関の業態分類

認可預金受入機関（Authorised Deposit-taking Institutions, ADIs）

業態	機関数 (割合)	総資産 十億豪ドル (資産シェア)	根拠法	特徴
国内銀行 (Australian-owned banks)	32 (21.6%)	4,001.6 (86.3%)	1959年 銀行法	様々な主体に、ファンドマネジメントや保険を含む幅広い金融サービスを提供している。
外国銀行現地法人 (foreign subsidiary banks)	7 (4.7%)	126.8 (2.7%)		国内銀行と同じ業務を行う権限が付与されている。
外国銀行支店 (branches of foreign banks)	44 (29.7%)	456.3 (9.8%)		個人から預金の受け入れができない点以外は、外国銀行現地法人と同一。
住宅金融組合 (building societies)	4 (2.7%)	13.1 (0.3%)		主に預金や住宅ローン等個人向け融資、支払サービスを提供している。近年は統合・合併が相次いでいる。
信用組合 (credit unions)	54 (36.5%)	37.0 (0.8%)		預金や住宅ローン等個人向け融資、支払サービス等を組合員に提供している協同組織。
その他預金取扱機関 (other ADIs)	7 (4.7%)	4.0 (0.1%)		住宅金融組合・信用組合に決済サービスを提供する事業者など。
合計	148 (100.0%)	4,638.8 (100.0%)		

(注) 2017年6月末。

(出所) オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Performance”¹を基に作成（2018年2月20日閲覧）

¹ <http://www.apra.gov.au/adi/Publications/Pages/adi-quarterly-performance-statistics.aspx>

認可預金受入機関ではない金融機関 (Non-ADI Financial Institutions, Registered Financial Corporations)

業態	総資産	根拠法	特徴
金融市場会社 (money market corporations)	31.9	2001年 会社法	主にホールセール市場で活動。大企業、政府機関への融資・借入を行う他、アドバイザリー業務やコーポレートファイナンス、投資顧問等も。
金融会社 (finance companies)	138.2		家計や中小企業へローンを提供。

(注) 2017年9月末。単位は10億豪ドル

(出所) オーストラリア準備銀行ウェブサイト、“Assets of Financial Institutions”²、を基に作成 (2018年2月2日閲覧)

(2) 国内銀行

国内銀行 (Australian-owned banks) は 1959 年銀行法に基づき、32 行が業務を行っている (2017 年 6 月末)。中でもオーストラリアを代表する大手行は、ウェストパック銀行 (Westpac Banking Corporation)、コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank of Australia)、ナショナル・オーストラリア銀行 (National Australia Bank, NAB)、オーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group) の 4 行である。大手 4 行以外はその他大手銀行 (other domestic banks) として位置づけられており、各地方の顧客に対しサービスを提供しているが、本店所在地は主要都市に集中している。また、過去に州政府が設立した州立銀行もあったが、経営破綻や吸収合併を経て、現在、州立銀行は業態として存在しない³。

図表 4：国内銀行の総資産ランキング (2017 年 9 月末)

単位: 100万豪ドル

	銀行名	居住者総資産	預金	貸出
1	Westpac Banking Corporation	820,189	445,823	559,474
2	Commonwealth Bank of Australia	747,386	521,811	600,765
3	National Australia Bank Limited	688,626	362,971	453,266
4	Australia and New Zealand Banking Group Limited	575,882	319,816	384,772
5	Macquarie Bank Limited	76,060	48,304	41,199
6	Bendigo and Adelaide Bank Limited	62,769	51,641	50,845
7	Suncorp-Metway Limited	60,984	42,159	51,734
8	Bank of Queensland Limited	49,265	36,909	37,722
9	Members Equity Bank Limited	21,987	18,772	18,290
10	AMP Bank Limited	18,156	8,315	15,731

(注) 青ハイライトは大手 4 行を示す。統計上、国内銀行のサブカテゴリとして大手銀行 (major banks) が発表されている。

(出所) オーストラリア健全性規制庁、“Monthly Banking Statistics,” September 2017 (released 31 October 2017)⁴

² <http://www.rba.gov.au/statistics/tables/#al>

³ 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

⁴ <http://www.apra.gov.au/adi/Publications/Pages/monthly-banking-statistics.aspx>

(3) 外国銀行

オーストラリアで展開している外国銀行は、外国銀行の現地法人、外国銀行の支店、そして駐在員事務所に分類される。外国銀行の現地法人はオーストラリア政府から銀行免許を受け、国内商業銀行と同等の金融サービスを提供することができる。一方で、外国銀行の支店は個人小口預金の受入れ（25万豪ドル以下の預金）が原則禁止されている。例外として、非居住者や自行従業員の預金は少額から取扱い可能である。また、駐在員事務所は銀行業務を行うことができない。

オーストラリアでは7行の外国銀行現地法人、そして44の外国銀行支店が業務を行っている（2017年6月末）。オランダのING銀行が資産・預金・貸出全ての面で最大であり、総資産ではHSBC銀行が続く。両行は共にオーストラリアの現地法人として営業している。日本のメガバンクはいずれも支店形式で進出しており、総資産面で、三井住友銀行(Sumitomo Mitsui Banking Corporation)は3位、三菱東京UFJ銀行(The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ)は5位と、プレゼンスも大きい。

2017年7月21日現在で13の外国銀行が駐在員事務所を開設⁵しているが、日系銀行の駐在員事務所は存在しない。

図表 5：外国銀行の総資産ランキング（2017年9月末）

単位：100万豪ドル

	銀行名	居住者総資産	預金	貸出	現法/支店
1	ING Bank (Australia) Limited	56,354	39,647	50,577	現地法人
2	HSBC Bank Australia Limited	26,763	18,912	17,260	現地法人
3	Sumitomo Mitsui Banking Corporation	23,459	15,132	17,809	支店
4	Bank of China Limited	21,423	14,451	17,597	支店
5	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd	20,605	15,772	17,613	支店
6	Citibank, N.A.	18,861	9,141	5,256	支店
7	Rabobank Australia Limited	17,004	11,827	14,849	現地法人
8	Citigroup Pty Limited	15,018	7,300	13,373	現地法人
9	JPMorgan Chase Bank, National Association	14,375	9,130	2,169	支店
10	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	13,225	888	2,441	支店

(出所) オーストラリア健全性規制庁、「List of Authorised Deposit-taking Institutions “6“Monthly Banking Statistics,”September 2017 (released 31 October 2017) 7 (2018年2月2日閲覧)

(4) 住宅金融組合・信用組合

住宅金融組合 (building societies) や信用組合 (credit unions) は1959年銀行法により業務を行っており、認可預金受入機関の一業態として商業銀行と同様にオーストラリア健全性規制庁の健全性規制に服している。2017年6月末で、オーストラリアには4の住宅金融組合、54の信用組合があり、認可預金受入機関全体に占める割合をそれぞれみると、資産額では全体で4兆6,387億豪ドルのうち、信用組合が370億豪ドル（シェア0.8%）、住宅金融組合が131億豪ドル（シェア0.3%）である。また預金

⁵ <http://www.apra.gov.au/adi/Pages/what-is-a-representative-office.aspx> (2018年2月26日閲覧)

⁶ <http://www.apra.gov.au/adi/Pages/adilist.aspx>

⁷ <http://www.apra.gov.au/adi/Publications/Pages/monthly-banking-statistics.aspx>

残高では、全体で 2 兆 7,295 豪ドル、うち信用組合が 316 億豪ドル（シェア 1.2%）、住宅金融組合が 104 億豪ドル（シェア 0.4%）であり、いずれも金融機関の中でのプレゼンスは小さい（2017 年 6 月末）⁸。

また、監督機関の分類上は「国内銀行」とされるが、実態は信用組合や住宅金融組合と同様の形態（mutual corporate structure）である金融機関として 20 の相互銀行（mutual banks）があるが、これらもプレゼンスは小さい（2017 年 6 月末）。これらを合算した全ての協同金融機関（mutual ADIs）の総資産額は 1,082 億豪ドルであり、合計資産シェアは 2.3%にとどまる（2017 年 6 月末）⁹。

いずれも、取扱金融業務の殆どが個人向け小口金融であり、法人向けサービスは限定的に実施している。また、信用組合では、会員以外でも融資を受けることができ、金利も会員と非会員との間の差はない。実際は、10 ドルを出資すれば組合に加盟することができるため、会員となるケースが多い¹⁰。しかし、信用組合や住宅金融組合は地域のコミュニティに根ざした金融機関を目指すことを謳い、実際に銀行大手 4 行よりも高い顧客満足度を獲得している¹¹。

【参考情報：オーストラリア信用組合（Credit Union of Australia, CUA）】¹²

オーストラリア信用組合（CUA）は、1946 年に郵便局職員向けの信用組合として設立された。当初は非常に小さな組織であったが、今やオーストラリア最大の信用組合へと成長している。現在の会員数は 42 万人、家族単位の顧客を主なターゲットとしている。近年では顧客の平均年齢が 50 歳を超え高齢化が進んでいるため、若年層の獲得を課題としている。具体的には、雰囲気の良い新しい店舗の開設を進めており、住宅ローンの借入金利の引下げ等を実施し、新規会員の開拓に努めている。また、顧客の高年齢化という現状を鑑み、18 歳以下には有利な預金金利を設定する、インターネットバンキングなどの導入やフェイスブック等 SNS の活用を進める等、若年層の獲得のための取組みを行っている。

CUA では普通預金、定期預金、貯蓄預金のような預金メニューはもちろん、マイホームやマイカーといった特定商品の購入のためのローンなど、地元住人の生活を支えるための各種ローンを低金利・低コストで提供している。更に、ビジネス支援も実施しており、会員の起業、業容拡大、ビジネスの売却等、個人事業主向けの支援メニューを揃えている。

また、CUA は、オーストラリア 4 大銀行との競争を積極的に行い、預金、融資、保険ではより良い商品・サービスを提供できるとし、顧客満足度も高いことをアピールしている。

2. 監督官庁と指導体制

オーストラリアでは、認可預金受入機関を含め金融サービス業を営むためには、原

⁸ オーストラリア健全性規制庁、Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Performance June 2017 (issued 29 August 2017) (2018 年 2 月 2 日閲覧)

<http://www.apra.gov.au/adi/Publications/Pages/adi-quarterly-performance-statistics.aspx>

⁹ 同上

¹⁰ 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

¹¹ 会員協働金融機関組合（Customer Owned Banking Association）ウェブサイト、“Key Fact Sheet”

http://www.customerownedbanking.asn.au/images/stories/fact-sheets/2014/COB_Factsheet_June_2014.pdf

http://www.customerownedbanking.asn.au/images/stories/fact-sheets/2017/20171117%20COBA%20Infograph-FactSheet_Template.pdf (2017 年 2 月 1 日閲覧)

¹² 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

則として2001年会社法(Corporations Act 2001)に基づき、オーストラリア証券投資委員会(Australian Securities and Investments Commission, ASIC)に申請し、オーストラリア金融サービスライセンス(Australian Financial Services Licence)を取得する必要がある¹³。更に、認可預金受入機関として預金業務を行う場合には、1959年銀行法により、オーストラリア健全性規制庁(APRA)に許可を求めなければならない¹⁴。

ASICは、金融市場における不正をなくすべく、会社法(Corporations Act)及び金融に関する消費者保護法制の執行を担う機関である¹⁵。独立した連邦政府の組織として1998年に設立され、2001年証券投資委員会法(Australian Securities and Investments Commission Act 2001)を法的根拠として業務を行っている。金融業を営むオーストラリアの会社、金融市場、投資・年金・保険・預金及び信用の取扱いや助言サービスを行う金融サービス提供者(financial services organisations and professionals)の3分野を規制する。消費者信用(consumer credit)については、銀行、信用組合、金融会社、住宅ローン・金融仲介業を含む消費者信用活動を行う者への許可・規制を行い、金融市場については、市場関係者が、秩序立った公正で透明な市場を運営するために法律を遵守しているかの評価を行う。また、新たな金融市場の認可に関して担当大臣への助言も行う。そして金融サービスについては、年金、投資信託、株式・債券、デリバティブ、保険等を取り扱う金融サービス提供者に業務遂行の許可を与え、そうした会社が効率よく、公正に業務を行っているかを監視する。

APRAは、金融機関の健全性規制を担う機関である。1998年7月にオーストラリアにおける金融監督機関として設立され、その際にオーストラリア準備銀行(Reserve Bank of Australia, RBA)から監督権限を引き継ぎ、現在、認可預金受入機関、生命・損害保険会社、再保険会社、友愛組合、年金基金を監督している。こうした経緯から、APRAの設立当初はRBAからの出向者が多数在籍していたという¹⁶。APRAは、金融機関の健全性を保つため、多様な監督・指導体制を敷いている。年に1~2回、金融機関の経営者との面談によりリスクモニタリングを行う健全性コンサルテーション(prudential consultation)や、金融機関の現場で、3日~1週間ほど掛けてファイル管理のチェックや現場職員からのヒアリングを行う健全性レビュー(prudential review)等がある。また、金融機関から定期的にデータを提出させ、経営方針・手法やリスク管理に関する書類チェックを行うオフサイト分析(offsite analysis)も行っている¹⁷。

なお、APRAとASICは、2010年5月18日に覚書(memorandum of understanding)を締結し、次のように役割を分担した¹⁸。ASICは、会社法制及び金融サービス法制(financial services laws)の監督、規制、執行及び金融市場や信託会社を含む金融サービスと支払・決済システム全体における市場の信頼性推進と消費者保護を担う。また、ASICは信用提供者及びその仲介者(credit providers and intermediaries)の業務遂行許可・行動規制を含む消費者信用法制を管理する。他方、APRAは、銀行、住宅金融組合、信用組合、生命・損害保険会社、再保険会社、友愛組合、年金基金の健全

¹³ オーストラリア証券投資委員会(ASIC)ウェブサイト‘AFS licensees’。
<http://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/>

¹⁴ 1959年銀行法 Section 9。 <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2014C00211>

¹⁵ オーストラリア政府ウェブサイト、「Financial regulation」,
<http://australia.gov.au/topics/economy-money-and-tax/financial-regulation>

¹⁶ 2013年12月のヒアリングに基づく。

¹⁷ 2013年12月のヒアリングによれば、当該対応は義務化されているが、オーストラリア健全性規制庁によれば、これに応じない金融機関もある。

¹⁸ Memorandum of Understanding between the Australian Prudential Regulation Authority and the Australian Securities and Investments Commission. <http://www.apra.gov.au/AboutAPRA/Documents/ASIC-MoU.pdf>

性監督を行う。更に、APRAは預金保険制度（Financial Claims Scheme）を運営する。その機能を発揮し、預金者、保険加入者、投資信託保有者等の利益を保護するに当たっては、金融の安全性（financial safety）と効率性、競争、競争可能性、競争的中立性のバランスをとることが求められている。以上のように、ASICがマクロ的観点から金融法制全般、消費者保護等の規制に責任を持つのに対し、APRAは預金受入金融機関の事業性・健全性等の監督責任を有している。

3. オーストラリアの金融制度の特徴

金融機関で中心となるのは銀行セクターで、前述の4大銀行（Westpac Banking Corporation, Commonwealth Bank of Australia, National Australia Bank Limited, Australia and New Zealand Banking Group Limited）が圧倒的な地位を占めており、資産額5位のMacquarie Bank LimitedはWestpac Banking Corporationの資産の1割ほどにとどまる（前掲図表4）。年金分野においても、主要な一般向けスーパーアニュエーション基金は、ほとんどが4大銀行と保険大手のAMPが管理するファンドである¹⁹。

オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、健全性監督の観点から、4大銀行のシェアが高いことについては特段問題視していない。競争のある市場環境を重視していることから、銀行市場が独占状態でない限り、憂慮すべき事象ではないという考えである²⁰。ただし、政府の「4大銀行政策」によりこの4行間での合併は禁止されている²¹。

なお、4大銀行に次ぐ資産額5～7位はオーストラリアの地場銀行が占めるが、8位にオランダ系のING Bank（Australia）が続くほか、10位HSBC、11位三井住友銀行、13位Bank of China、14位東京三菱UFJ銀行、15位Citibankといった大手外資系銀行が占めるなど、対外開放度が比較的高いことも特徴である。

4. 預金保険制度の枠組み

オーストラリアは、公的な預金保険制度が導入されていない国として知られてきた。同国においてそれまで預金保険制度が存在しなかったのは、①債務者より預金者を優先的に保護する法令が整備されていたこと（現在も発効中）、②過去100年間で銀行が破綻した事例がなかった（州立銀行の破綻のみ）ことから、預金者が実害を受けた経験がなく、必要性が認識されていなかったことが背景にある²²。

しかし、2008年の金融危機への対応策として同年10月17日に、オーストラリア法人の認可預金受入機関、すなわちオーストラリアの商業銀行、住宅金融組合、信用組合、外国銀行の現地法人が取り扱う預金について全額保障する預金保険制度（金融請求権スキーム、Financial Claims Scheme）を、2010年3月末までの暫定措置として整備する法改正がなされた²³。保証金額は、その後、上限が各金融機関における預金者一人当たり100万豪ドルまで引き下げられ、更に2012年2月1日以降、25万豪ドルまで引き下

¹⁹ 野村（2013）による。

²⁰ 2013年12月のヒアリングに基づく。

²¹ オーストラリア貿易促進庁ウェブサイトによる（2015年8月12日アクセス）。

<http://www.austrade.gov.au/Local-Sites/Japan/Buy-from-Australia/Industry-Information/Finance>

²² 2013年12月のヒアリングに基づく。

²³ オーストラリア政府ウェブサイト‘Guarantee Scheme for Large Deposits and Wholesale Funding.’

<http://www.guaranteescheme.gov.au/>

げられ²⁴、現在も上限は 25 万豪ドルとなっている。保障対象については、オーストラリア法人の認可預金受入機関の預金とされており、外国銀行の在豪支店や認可預金受入機関の在外支店等は対象外となっている²⁵。また、2011 年 10 月 12 日以降、外貨預金も当該保障の適用外とされた²⁶。

また、同制度は「金融請求権スキーム」として損害保険の請求権についても保障対象としており、損害保険会社の破綻時には原則 5,000 豪ドルを上限に保険金請求権が保障される。また、オーストラリア市民や永住外国人が個人として有する保険金請求権は、5,000 豪ドル超の部分についても保障対象となる²⁷。ただし、保障対象は基本的に保険会社の破綻前に発生していた損害に対する保険金に限られ、保険契約の掛金や未発生の損害に対する請求権は対象外となる。なお、生命保険や健康保険は同制度の対象外である。

金融請求権スキームは、保証原資にまず破綻金融機関の資産を充当し、それでも足りない場合に他行から資金を徴収する仕組みとなっており、事前に資金を確保していない。各行の保険対象預金額に対して一律 0.05%の保険料率を課すことがオーストラリア準備銀行（RBA）から提案され、当時のラッド政権もそれを了承したものの、銀行業界から反発を受けた。2013 年 9 月の政権交代により就任した前アボット政権は、金融請求権スキームの充実により、預金者による銀行のモニタリング機能が働かなくなること、また、投資信託や社債等の他の金融商品よりも預金に投資するインセンティブが強まること等を理由に、保険料率の適用を保留し、現在も議論は続いている。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

オーストラリアでは、給与や賃金と同様、利子所得、配当所得も通常の課税所得とみなされ、総合課税に基づいた下記の税率が適用される²⁸。

キャピタル・ゲインについては、1985 年 9 月以降に取得した資産が対象となる²⁹。また、資産の保有期間により課税区分が異なり、12 か月未満の場合はキャピタル・ゲインの額がそのまま総合課税の対象となり、12 か月以上の場合は処分した資産からキャピタル・ゲインの額の 50%を控除することができる。

なお、総合課税を受けるためには、予め金融機関に 9 桁からなる課税個人ナンバー（Tax File Number）を提出していなければならず、未提出の場合は、課税所得金額に関わらず、最高税率が源泉分離課税される。

²⁴ オーストラリア政府ウェブサイト ‘New Permanent Financial Claims Scheme Cap to Protect 99 per cent of Australian Deposit Accounts in Full.’
<http://ministers.treasury.gov.au/DisplayDocs.aspx?doc=pressreleases/2011/109.htm&pageID=003&min=wms&Year=2011&DocType=0>

²⁵ オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト ‘Financial Claims Scheme for banks, building societies and credit unions.’
<http://www.apra.gov.au/CrossIndustry/FCS/Pages/fcs-adi-html.aspx>

²⁶ オーストラリア政府 Financial System Legislation Amendment (Financial Claims Scheme and Other Measures) Act 2008, Section 12. <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2008A00105/Download>

²⁷ オーストラリア金融請求権スキームウェブサイト ‘Insurance policyholders covered under the Financial Claims Scheme’
<https://www.fcs.gov.au/general-insurance-policyholders-protected-under-financial-claims-scheme>

²⁸ Deloitte 「Australia Highlights 2016」 (2018 年 2 月ウェブサイト確認できず)

<http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-australiahighlights-2016.pdf>

²⁹ 1985 年までオーストラリアにおいてキャピタル・ゲインは非課税であった。

図表 6 : オーストラリア居住者の所得税率 (2017-18 年度) (2017 年 7 月 1 日から適用)

課税所得	課税額	実効税率
0 - \$18,200	0	0%
\$18,201 - \$37,000	\$18,200 を超える \$1 毎に 19 セント	0 - 9.65%
\$37,001 - \$87,000	\$3,572 + \$37,000 を超える \$1 毎に 32.5 セント	9.65 - 22.78%
\$87,001 - \$180,000	\$19,822 + \$87,000 を超える \$1 毎に 37 セント	22.78 - 30.13%
\$180,001 以上	\$54,232 + \$180,000 を超える \$1 毎に 45 セント	30.13 - 45% [最高]

(注) 上記税率に健康保険税 2.0%が追加される。また、一時的財政再建徴収金 (temporary budget repair levy) として、18 万ドルを超える所得に対しては 2.0%が追加徴収される

(出所) オーストラリア国税局 (Australian Taxation Office) ³⁰を基に作成

³⁰ <https://www.ato.gov.au/rates/individual-income-tax-rates/> (2018 年 2 月 1 日閲覧)

第3章 郵便貯金の概要

オーストラリアの郵便事業は200年以上の歴史があり、現在は、1989年オーストラリア郵便公社法（Australian Postal Corporation Act 1989）等により国営企業（Government Business Enterprise）として設立された公社形態のオーストラリア郵便公社（Australia Post）が運営している。

オーストラリア郵便公社は、金融関連業務として、公共料金（ガス、電気、電話、税金、保険料）等の払込及び為替等送金業務、旅行保険や自動車保険の代理店業務等を行っている。また、預金等の業務については、70を超える他の金融機関からの受託業務（financial agency service）として提供している³¹。

1. 設立目的・沿革概要

オーストラリアでは、1809年に初めての郵便局が開設され、1854年には電信サービスが誕生し、その後、各地域で郵便及び電信サービスの普及が進んだ。1901年に当時6つあった英国の植民地が州となり、連邦制を採用するオーストラリア連邦国家（Commonwealth of Australia）が成立した際、郵政庁（Postmaster General's Department）と呼ばれる連邦機関が誕生し、6つの植民地にあった郵便局と電信局が全国的に統合された。

そうした中、郵便局における銀行サービスは1912年7月にビクトリア州の州都メルボルンにあったオーストラリア・コモンウェルス銀行が本店と州内489の郵便局で提供を始めたのを皮切りに、翌年にはオーストラリアの全ての州都等の郵便局で同銀行のサービスを展開した。

その後、組織としては、1975年に郵政庁がオーストラリア郵便委員会（Australian Postal Commission）とオーストラリア電気通信委員会（Australian Telecommunications Commission）に分離された。また、オーストラリア郵便委員会は1983年の郵便業務法（the Postal Services Act）改正により公的機関だけでなく民間の業務も代理できるようになった。更に、1989年オーストラリア郵便公社法に基づきオーストラリア政府を唯一の株主とする公社形態のオーストラリア郵便公社となった。

2. 組織形態

(1) 経営形態

オーストラリア郵便公社は、1989年オーストラリア郵便公社法等に基づいて運営されている公社である。同法は、第26条で商業的義務（Commercial obligation）（可能な限り健全な商慣行に沿ったやり方で運営すること）、第27条で社会事業的義務（Community service obligations）（ユニバーサルサービス）、第28条でその他の政府への義務（General governmental obligations）を定める³²。

オーストラリア郵便公社については、公社化以降、民営化に関する議論が長く続い

³¹ オーストラリア郵便公社ウェブサイト

<http://auspost.com.au/money-insurance/bank-at-post.html>(2018年1月23日閲覧)

³² 1989年オーストラリア郵便公社法 Section27. <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2012C00142>

ているが、2015年7月末時点、全ての発行済み株式は政府が保有している³³。

政府所有の公社であるため、郵便事業に関してはオーストラリア全体で均一なサービス提供が求められており（オーストラリア郵便公社法 27 条）³⁴、全国 4,379 の郵便局のうち、2,546 の郵便局は地方・遠隔地（rural and remote areas）に配置されている。店舗形態の内訳を見ると、公社直営局（corporate offices）が 720 局、認可郵便局（licensed post offices）が 2,880 局（フランチャイズ（franchised post office）を含む³⁵）、コミュニティ簡易局（community postal agencies）が 779 局となっている（2017年6月末）³⁶。認可郵便局及びコミュニティ簡易局とは、オーストラリア郵便公社と契約を締結し営業する郵便局である。認可郵便局が振込や預金などの金融業務も提供するのに対して、コミュニティ簡易局は、約 9 割が雑貨店など他の業務を営む店によって運営され、郵便物の窓口交付や引受業務のみを取扱っており、金融サービスは提供していない。

業務としては、郵便事業の他に、750 を超える民間企業や政府機関から受託した商品・サービスを提供しており、預金や保険の取扱いや、公共料金等の払込、パスポート申請、運転免許証の更新等の受付けを行っている。

また、これらの業務委託に加え、2011年8月2日に、長年地域に密着し、農業分野への融資等を専門にするルーラル銀行（Rural Bank）³⁷とオーストラリア郵便公社が業務提携覚書（Non-binding Heads of Agreement）を締結した。この覚書には、全国の 1,400 の郵便局で同銀行の預金口座の開設ができることに加えて、農業地域にある 130 の郵便局（同銀行のビジネス開発マネージャーの配置局）においては同銀行のローンを提供すること等が盛り込まれていた。この覚書の具体化が、2011年11月から開始され、オーストラリア南部（ニュー・サウス・ウェールズ及び首都特別地域）の 39 の郵便局で、同銀行の預金、定期預金口座の取引、ローン商品の仲介といった一連の金融サービスが提供されていた。

しかし、ルーラル銀行及びオーストラリア郵便公社からの情報によれば、最近ルーラル銀行との業務提携関係は解消された模様であり、その理由として、ルーラル銀行は、これまでオーストラリア郵便公社との提携は実りあるものであったとしながらも、サービス・商品の提供について同公社と考え方や優先するものが異なってきたため提携関係を見直したと説明している。現在、郵便局ではルーラル銀行を他の金融機関と同様の位置付けの中で、受託業務を行っている。

なお、2010年2月にオーストラリア郵便公社総裁に就任したアーメド・ファアウアー（Ahmed Fahour）総裁は、前任は、大手商業銀行 4 行の一つであるナショナル・オーストラリア銀行（NAB）のオーストラリア担当社長であったこともあり、同公社は、銀行免許を取得し、リテール分野に進出するのではないかとの見方があった。しかし、ルーラル銀行との業務提携覚書締結の際、同総裁は、銀行免許を取得する意思はなく、

³³ 前アボット政権はオーストラリア郵便公社を売却しないことを表明していたが、それでも民営化を訴える声は根強いとして、通信業従業者組合（Communication Workers Union）等が民営化反対運動を続けている。

（参考：Hands off Aussie Post ウェブサイト <http://handsoffaussiepost.org.au/>）

³⁴ 第 27 条第 1 項に“Australia Post shall supply a letter service”とあり、第 3 項には“at a single uniform rate of postage”が、また、第 4 項には“reasonably accessible to all people in Australia”とある。

³⁵ フランチャイズ局は、郵便公社側が郵便サービスに必要な設備を整備してフランチャイズするもので、提供するサービス内容は郵便公社所有の郵便局と同等である。営業時間は通常、月曜～金曜は 9～17 時、土曜が 9～12 時である。

³⁶ オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート（2017年）」ページ 153

https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf (2018年2月2日閲覧。)

³⁷ ベンディゴ・アンド・アデレード銀行の完全子会社。オーストラリアで唯一、アグリビジネスを専門とする地方銀行として農業や農家の特殊事情を考慮した貸付条件を揃えている。例えば、担保として土地、家畜、収穫した農産物等を設定できる。

受託業務によるサービス拡大を目指していくと述べている³⁸。

図表 7: オーストラリアの郵便局数

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
公社直営郵便局	846	831	827	810	786	778	761	740	728	722	720
認可郵便局	2,969	2,977	2,969	2,963	2,948	2,934	2,924	2,915	2,899	2,886	2,880
コミュニティ簡易局	634	645	637	642	685	716	744	762	779	784	779
計	4,449	4,453	4,433	4,415	4,419	4,428	4,429	4,417	4,416	4,392	4,379

(注) 各年 6 月末

(出所) オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート(2011年～2017年)」を基に作成(2018年2月2日閲覧)

(2) 金融サービス提供の形態

金融サービスについては、金融機関からの受託業務として行っている。郵便局での受託金融商品・サービスは、その取扱いがシンプルなものであることが第一の条件である。また、業務委託をする金融機関は、オーストラリアの銀行許可を得ている金融機関であることが前提で、郵便局がその金融機関の信用格付に基づいて審査を行い、郵便局と当該金融機関間で受委託契約を締結した後、郵便局のネットワークを通じて金融関連サービスが提供される。

提供している金融サービスは、預金業務、自己運用年金ファンド(self-managed super fund, SMSF) 窓口業務、送金・決済業務(公共料金等の払込を含む)、外国為替業務、保険業務などである。

預金業務については、75の金融機関(銀行40行、信用組合28組合、その他住宅金融組合等7機関)から業務の委託を受けており(2018年2月)³⁹、全国の3,500を超える郵便局で提供している(2017年6月末時点)⁴⁰。預金業務を取り扱う郵便局には「Bank@Post」というロゴが表示されており、利用者は郵便局に設置されているATM等で預入や引出等ができる。原則としてBank@Post利用による追加手数料は発生しない。

SMSFを管理する個人に対しては、2014年7月より雇用者からの拠出金や各種通知受領のためにオンライン窓口の設置が義務付けられているが、オーストラリア郵便公社では有料でこのITサービスを提供している⁴¹。なお、一部金融機関では資産信託業務と合わせたパッケージとして電子窓口を提供している例も見られるが、オーストラリア郵便公社は窓口サービス(gateway service)に特化している。

(3) 窓口取扱時間

設置場所に応じて営業時間が異なるが、多くの郵便局が平日午前9時から午後5時までとなっている。加えて、土曜日の午前中も営業している局も一部存在する。

³⁸ 2013年12月のヒアリングに基づく。

³⁹ [https://auspost.com.au/money-insurance/transfer-money/bank-at-post\(2017\)\(2018年2月26日閲覧\)](https://auspost.com.au/money-insurance/transfer-money/bank-at-post(2017)(2018年2月26日閲覧))

⁴⁰ オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート(2017年)」ページ24
https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf

⁴¹ オーストラリア郵便公社ウェブサイト「Self-Managed Super Fund (SMSF) Gateway Service」
<http://auspost.com.au/business-solutions/self-managed-super-fund.html>

なお、小売業店と併設している窓口は、その小売業の開店時間に合わせて営業時間を設定しているケースも多い。例えば、スターバックスに併設している窓口は午前 6 時から午後 10 時まで週 7 日営業している⁴²。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

金融機関（2018 年 2 月時点で 75 機関が参加⁴³）からの業務委託として、預金については「Bank@Post」というロゴマークがある全国 3,500 以上（うち半分以上が、地方（rural and remote）に配置）の郵便局で提供している。なお、郵便局により取り扱うサービスが異なる。近年は、顧客に対し、更に充実したサービスを提供できるよう週 7 日 24 時間営業の ATM、セルフサービスの払込端末、外貨両替ブース等を設置したフルサービス型の拠点も出現している。

Bank@Post で、現金・小切手の預入れ、現金の引出し、銀行口座の残高照会、クレジットカード請求の支払いが出来る。但し、口座がある金融機関によってサービス内容に制限がある。

(2) 資金運用方法

オーストラリア郵便公社自体は金融機関ではないので、資金運用業務は行っていない。

(3) 貸出業務概要

オーストラリア郵便公社自体は金融機関ではないので、貸出業務は行っていない。

(4) 送金・決済業務概要

送金・決済業務については、(1) 公共料金支払等の Pay bills（Post Billpay）、(2) 支払管理の Manage bills online（MyPost Digital Mailbox）、(3) 代金回収の Cash on Delivery、(4) インターネット決済の安全性を高めた Release payment on delivery（PostPay）、(5) 郵便為替の Money orders、(6) 売掛口座の Charge accounts と様々なサービスが提供されている⁴⁴。

(1) の Post Billpay では、ガス・電力・電話料金、税・保険料等の支払いが出来る。支払手段としては、3,500 を超える金融サービス取扱郵便局の窓口に加え、インターネット、携帯電話・タブレット、電話で行える。(2) の MyPost Digital Mailbox では、インターネット上で個人の支払い管理が出来るサービスを無料で提供している。1GB までの支払関連書類をオンライン保存することも可能である。(3) の Cash on Delivery は、業者が顧客の注文した商品を自分の近くの郵便局に持ち込むと、それを

⁴² 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

⁴³ オーストラリア郵便公社ウェブサイト“Bank@Post”、
<https://auspost.com.au/money-insurance/transfer-money/bank-at-post>

⁴⁴ オーストラリア郵便公社ウェブサイト、<http://auspost.com.au/money-insurance/payment-services.html> (2018 年 2 月 2 日閲覧)

顧客の近くの郵便局に配達するとともに顧客に連絡し、顧客が商品を受け取る際に代金を回収するサービスである。(4) の **PostPay** は、インターネットで商品を注文した際に **PostPay** を選択することにより、商品を受け取るまで決済されないというサービスである。(5) の郵便為替 (**Money orders**) では、全国の **3,800** を超える郵便局窓口で購入する方法以外に、インターネット上で郵便為替を購入し郵便ないし **e-mail** で送る方法もある。(6) の売掛口座 (**Charge accounts**) では、ビジネス顧客のために簡単に売掛口座が開設できるようになっており、承認されれば各種郵便サービスを信用払い口座で利用することができる。また、同口座はオンラインで随時確認可能である。

(5) 国際業務概要

海外への送金業務については、米ウェスタン・ユニオン社 (**Western Union**) の送金網を通じて、**200** 以上の国・地域の **50** 万近くの代理店に送金できる。郵便局カウンターでの最大送金額は **7,500** 豪ドルである⁴⁵。

外貨の取扱いについては、店頭で **57** 通貨 (ニュージーランドドル・米ドル・英ポンド・ユーロ・香港ドル・日本円・加ドル・スイスフラン・南アランド・シンガポールドル・フィジードル・タイバーツ・インドネシアルピア・マレーシアリングット等) の外貨現金の販売を行っている。最低両替額は **200** 豪ドル相当、最高は **5,000** 豪ドル相当である⁴⁶。また、オンラインでも **57** の通貨を購入できる。配送に **2~3** 日を要するが、郵便局での受領が可能であり、最高額も **5,000** 豪ドル相当となる (最低は **500** 豪ドル) ⁴⁷。

トラベラーズ・チェックについては、**5** 通貨 (米ドル・英ポンド・ユーロ・日本円・加ドル) 販売している。また、チャージ式の外貨プリペイドカードである、**Load&Go Travel card** (Visa、**5** 通貨まで)、**Load&Go China card** (Union Pay、中国元と豪ドル)、**Multi-currency Cash Passport** (MasterCard、**10** 通貨まで) の **3** 種のトラベル・カードを販売している。

(6) 付随業務概要

保険については、損害保険会社の代理店として、旅行保険、自動車保険と家財保険を取り扱っている。生命保険は取り扱っていない。旅行保険は **Great Lakes Australia** 社、自動車保険と家財保険は **Auto & General Insurance Company** 社の商品をそれぞれ販売している。

また、ペット保険も提供しており、ペットの医療費用の最大 **80%** を補償している⁴⁸。

⁴⁵ オーストラリア郵便公社ウェブサイト (2018年2月2日閲覧)

<http://auspost.com.au/money-insurance/overseas-money-transfer.html?ilink=mm-overseas-money-transfer-1#send-online>

⁴⁶ <https://auspost.com.au/money-insurance/organise-travel-money/foreign-cash> (2018年2月26日閲覧)

⁴⁷ <http://auspost.com.au/money-insurance/overseas-money-transfer.html?ilink=mm-overseas-money-transfer-1#send-online> (2018年2月26日閲覧)

⁴⁸ <https://auspost.com.au/pet-insurance?fm=search-organic> (2018年2月25日閲覧)

4. 会計基準と財務諸表

オーストラリアでは、2002年にIFRSと呼ばれる国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）の導入が決定され、2005年から強制適用されている。IFRSは民間企業のみならず、非営利企業や政府等の公的機関にも適用され、オーストラリア郵便公社にも適用される。

なお、オーストラリア郵便公社は、金融機関から委託を受けて金融サービスを提供しているため、その委託手数料は取扱手数料と共に一括して記録されており、金融部門単独の財務諸表は作成されていない。同公社によれば、郵便局での代理店業務はリテール部門の収益の20～25%を占めるとのことである⁴⁹。

⁴⁹ 2013年12月のヒアリングに基づく。

図表 8 : オーストラリア郵便公社の連結損益計算書 (2017年6月期)

Consolidated (\$m)	2017年	2016年	2015年
Revenue	6616.9	6451.6	6252.5
Goods and services	6.3	6.1	5.3
Interest	6623.2	6457.7	6257.8
Other income			
Rents	41.8	41.8	42.5
Other income and gains	142.2	62.7	73.5
	184.0	104.5	116.0
Total income	6807.2	6562.2	6373.8
Expenses (excluding finance costs)			
Employees	3007.3	2908.7	2784.2
Suppliers	3202.5	3116.3	3104.9
Depreciation and amortisation	348.6	330.3	340.1
Other expenses	81.6	131.1	465.7
Total expenses (excluding finance costs)	6640.0	6486.4	6694.9
Profit/(loss) before income tax, finance costs and share of net profits of equity-accounted investees	167.2	75.8	(321.1)
Finance costs	(47.6)	(34.5)	(31.3)
Share of net profits/(losses) of equity-accounted investees	6.5	(0.3)	0.3
Profit/(loss) before income tax	126.1	41.0	(352.1)
Income tax (expense)/benefit	(30.7)	(4.6)	130.4
Net profit/(loss) for the year attributable to equity holders of Australian Postal Corporation	95.4	36.4	(221.7)
Net profit/(loss) for the year attributable to:			
Owners of the parent	97.0	36.5	(221.7)
Non-controlling interest	(1.6)	(0.1)	-
Other comprehensive income			
Items that will not be reclassified to profit or loss			
Remeasurements of defined benefit plans	349.0	(172.8)	531.1
Other items	-	5.2	-
Income tax on items that will not be reclassified to profit or loss	(104.2)	50.2	(159.3)
Total items that will not be reclassified to profit or loss, net of tax	244.8	(117.4)	371.8
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss			
Other items	(17.1)	9.4	(0.5)
Income tax on items that may be reclassified to profit or loss	4.4	(3.1)	-
Total items that may be reclassified to profit or loss, net of tax	(12.7)	6.3	(0.5)
Other comprehensive income for the year	232.1	(111.1)	371.3
Total comprehensive income for the year attributable to equity holders of Australian Postal Corporation	327.5	(74.7)	149.6
Total comprehensive income/(loss) for the year attributable to:			
Owners of the parent	329.1	(74.6)	149.6
Non-controlling interest	(1.6)	(0.1)	-

(出所) オーストラリア郵便公社、Australia Post Annual Report 2017⁵⁰

⁵⁰ オーストラリア郵便公社ウェブサイト
https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf (2018年2月20日閲覧)

図表 9 : オーストラリア郵便公社の貸借対照表 (2017年6月期)

Consolidated (\$m)	2017年	2016年	2015年
Assets			
Current assets			
Cash and cash equivalents	442.7	547.6	415.3
Trade and other receivables	722.3	698.3	483.4
Prepayments	117.0	116.5	158.4
Inventories	50.2	50.2	97.6
Other current assets	7.5	16.4	48.2
Asset Held for Sale	138.2	–	2.5
Total current assets	1477.9	1429.0	1205.4
Non-current assets			
Finance lease receivable	96.7	96.7	96.8
Net superannuation asset	700.4	403.6	612.9
Property, plant and equipment	1559.8	1525.8	1595.3
Intangible assets	859.0	950.2	938.9
Investment property	169.0	213.2	200.0
Deferred tax assets	400.4	387.1	413.5
Equity-accounted investees	247.9	2.2	
Other non-current assets	26.2	35.4	31.6
Total non-current assets	4059.4	3614.2	3889.0
Total assets	5537.3	5043.2	5094.4
Liabilities			
Current liabilities			
Trade and other payables	1102.1	1023.8	947.4
Employee provisions	769.7	745.0	653.0
Interest-bearing liabilities	–	285.3	–
Other provisions	29.4	35.2	58.9
Income tax payable	85.2	43.4	18.4
Total current liabilities	1986.4	2132.7	1677.7
Non-current liabilities			
Interest-bearing liabilities	702.7	423.2	713.7
Employee provisions	272.9	292.8	353.2
Other provisions	44.2	52.8	54.0
Deferred tax liabilities	356.4	249.6	320.7
Other non-current liabilities	56.8	53.2	61.6
Total non-current liabilities	1433.0	1071.6	1503.2
Total liabilities	3419.4	3204.3	3180.9
Net assets	2117.9	1838.9	1913.5
Equity			
Contributed equity	400.0	400.0	400.0
Reserves	4.9	17.1	7.2
Retained profits	1713.0	1421.8	1506.3
Equity attributable to equity holders of the parent	2117.9	1838.9	1913.5

(出所) オーストラリア郵便公社、Australia Post Annual Report 2017⁵¹

⁵¹ オーストラリア郵便公社ウェブサイト
https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf (2018年2月20日閲覧)

第4章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1. オーストラリア郵便公社

(1) オーストラリア郵便公社の特徴

オーストラリアの郵便貯金制度は、民間の商業銀行が、郵便局を活用して預貯金業務を実施したことに始まる。現在、通信省（Department of Communications）と財政・規制緩和省（Department of Finance and Deregulation）の二つの省が共管するオーストラリア郵便公社が、郵便事業のほか、商業銀行や信用組合等金融機関等から金融サービス等を受託し、郵便局を通じて実施している。

金融業務については、ユニバーサルサービス（community service obligations）の提供義務は特に定められていない。ただし、前述のとおり、郵便事業についてはオーストラリア全体で均一なサービス提供が求められているため、郵便局数等については図表10のような達成基準が定められている。また、金融ユニバーサルサービスの提供義務は課されてはいないものの、オーストラリア郵便公社では地方・僻地では郵便局が重要な役割を果たしていると自任している⁵²。

オーストラリア郵便公社によれば、全国に設置する4,392の郵便局のうち金融業務を行う郵便局が3,200局以上あるが、過疎化が進む地方部では郵便局維持が困難に直面しているという。人口がわずか500～1,000人程度の小さな村もあり、郵便局の維持・運営に係るコスト削減を目指して効率化を図っていき、地方部の郵便局でも窓口業務のIT化を進めていくとのことである⁵³。

図表10：オーストラリア郵便公社のCSOs達成状況（2017年6月）

拠点数	目標	実績
郵便局	4,000	4,379
うち、地方・遠隔地	2,500	2,546
郵便ポスト	10,000	15,217

（出所）オーストラリア郵便公社、Australia Post Annual Report 2017 ページ135⁵⁴（2017年11月17日閲覧）

(2) オーストラリア郵便公社の競争力

前述のとおり、オーストラリア郵便公社自体は金融機関ではなく、金融機関と受委託契約を締結し、郵便局のネットワークを通じて、金融関連サービスを提供している。それゆえ、金融機関とは競争状態にあるわけではない。

また、前述のとおり、金融部門単独の財務諸表は作成されておらず、同部門の収益性は不明である。

⁵² オーストラリア郵便公社ウェブサイト、<http://auspost.com.au/annualreport2015>

⁵³ 2013年12月のヒアリングに基づく。

⁵⁴ オーストラリア郵便公社ウェブサイト

https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf（2018年2月2日閲覧）

2. 住宅金融組合・信用組合

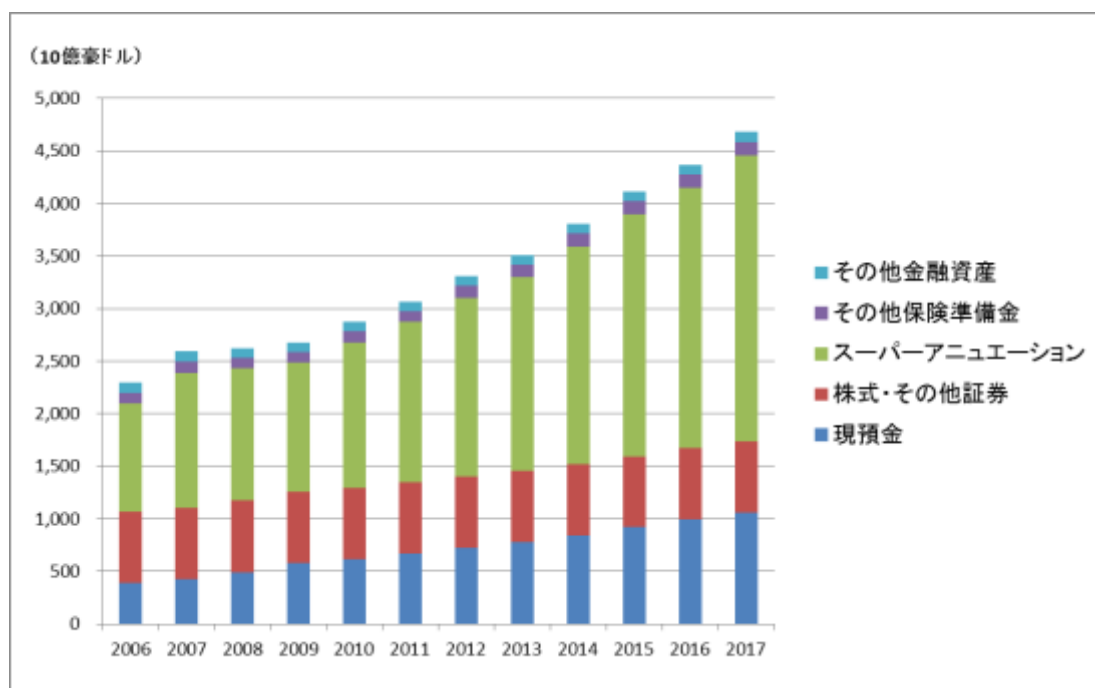
住宅金融組合、信用組合も、商業銀行と同じ銀行法のもとで管理されオーストラリア健全性規制庁（APRA）の監督を受け、商業銀行と同様に預金、貸付等の業務を実施している。資産規模では、認可預金受入機関（ADIs）の2%に満たないが、地域に根差し、会員のための金融サービス提供機関として重要な役割を果たしている。取扱金融業務の殆どが個人向け小口金融であり、法人向けサービスは限定的に実施している。

会員の住宅購入や建築時の貸付を行う住宅金融組合は、会員からの預金が主な原資である。また、信用組合も同様にその原資は組合員からの預金であるため、競争力向上のためにも、資金調達が多様化が課題となっている。

3. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

オーストラリアのリテール金融は、家計金融資産の大半を占める預金と年金の存在感が大きい。2006年から2017年の11年間で、個人金融資産の保有残高総額は2兆3,064億豪ドルから2倍以上となる4兆8,361億豪ドルへと膨らんだ。その構成比を見ると、株式・その他証券が29.7%から14.4%に減り、現金・預金が16.9%から22.6%へ、強制加入の私的年金であるスーパーアニュエーションが44.5%から58.2%へと伸びている。

図表 11：家計金融資産の推移



(注) 各年6月末

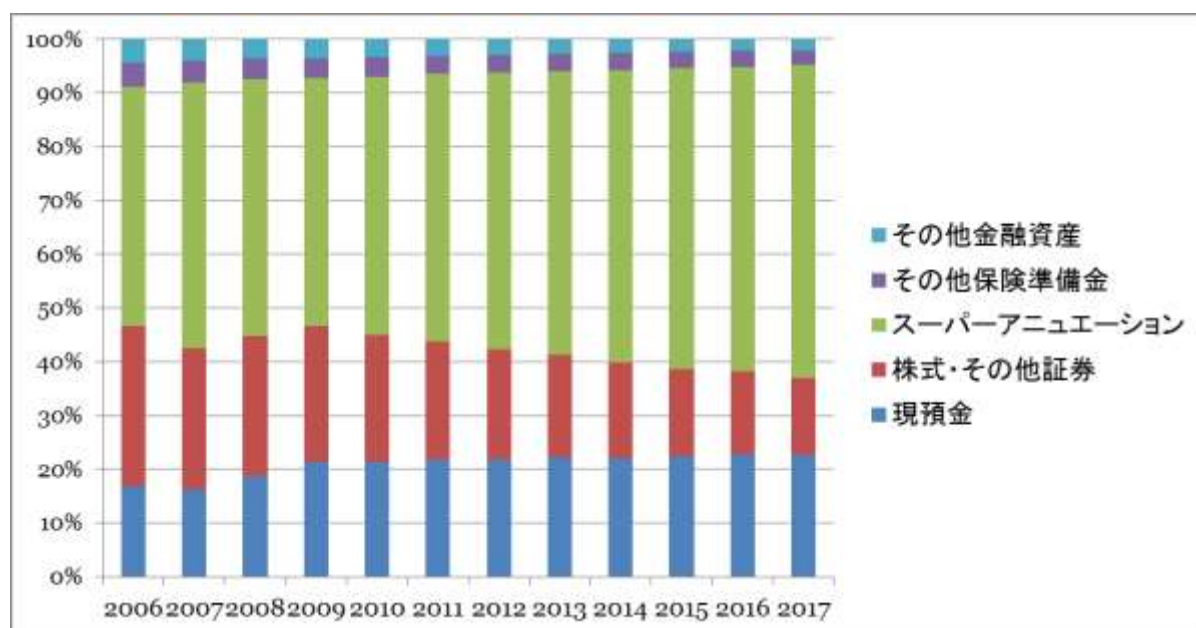
(出所) オーストラリア統計局 (Australian Bureau of Statistics)

5232.0 - Australian System of National Accounts, Table 34. Household Balance Sheet⁵⁵を基に作成 (2018年2月2日閲覧)

⁵⁵ オーストラリア統計局ウェブサイト

<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5232.0Mar%202016?OpenDocument>

図表 12：家計金融資産の構成比の推移



(注) 各年 6 月末

(出所) オーストラリア統計局 (Australian Bureau of Statistics)

5204.0 - Australian System of National Accounts, Table 41. Household Balance Sheets⁵⁶を基に作成
(2018 年 2 月 2 日閲覧)

預金取扱業務は、1959 年銀行法により認可された預金受入機関が担っている⁵⁷。認可預金受入機関 (ADIs) には銀行、住宅金融組合、信用組合等があり⁵⁸、銀行は更に、国内銀行と外国銀行に分類される。

オーストラリアには、32 行の国内銀行があるが、ビッグ・フォー (Big Four) と称される大手 4 行が、4.5 兆豪ドルに上る ADIs の総資産の 8 割近くを占め (2016 年 3 月末)⁵⁹、残る 28 行はその他大手銀行 (other domestic banks) として位置付けられている。国内銀行以外の ADIs には住宅金融組合と信用組合があり、いずれも個人向け小口金融に特化している⁶⁰。4 の住宅金融組合は総資産 131 億豪ドル、54 の信用組合は総資産 370 億豪ドルを保有している。その他、オーストラリアでは外国銀行も展開しており、7 行の外国銀行の現地法人 (Foreign Subsidiary Banks) と 44 の外国銀行の在豪支店 (Branches of Foreign Banks) がある (2017 年 6 月末)⁶¹。

年金については、スーパーアニュエーションと呼ばれる強制加入の私的年金が個人の資産形成に大きな役割を果たしている⁶²。これは、事前積立方式で、当初は確定給付型 (DB) だったが、今はほとんどが確定拠出型 (DC) 年金である。被雇用者は全員加入、自営業者は任意加入である。拠出は、雇用主が給与額の一定比率の拠出義務を

⁵⁶ <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5232.0Mar%202016?OpenDocument>

⁵⁷ 1959 年銀行法 Section 5. <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2014C00211>

⁵⁸ オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト 'List of Authorised Deposit-taking Institutions' <http://www.apra.gov.au/adi/Pages/adilist.aspx>

⁵⁹ オーストラリア健全性規制庁「Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Performance」<http://www.apra.gov.au/adi/Publications/Pages/adi-quarterly-performance-statistics.aspx>

⁶⁰ 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

⁶¹ オーストラリア健全性規制庁 Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Performance June 2017 (issued 29 August 2017) ページ 9

<http://www.apra.gov.au/adi/Publications/Pages/adi-quarterly-performance-statistics.aspx> (2018 年 2 月 2 日閲覧)

⁶² 詳しくは、野村 (2013) 参照。

負い、加えて雇用主・加入者ともに任意で追加拠出ができる。資金の運用先については、加入者に幅広い選択権が与えられており、米国の 401 (k) プランや日本の確定拠出年金と同様である。雇用主からの拠出金や給与天引き型の追加拠出金には、所定の範囲で個人所得税の計算上 15%の軽減税率が適用されている。運用益には上限 15%の軽減税率が適用されるが、非課税とはならない。なお、60 歳を超えての引出については所得税の課税は行われない。

この年金制度は、1993 年スーパーアニュエーション産業（監督）法（Superannuation Industry（Supervision） Act 1993）によって規制されており、資産残高は 2016 年 6 月末で約 3 兆豪ドルとなっている⁶³。銀行や保険会社が運用を担っており、スーパーアニュエーション基金の資産残高ランキングの上位のほとんどを大手 4 行と大手保険会社の AMP が占める。

【参考情報：ルーラル銀行（Rural Bank）】⁶⁴

農業ビジネスへの融資を強みとするルーラル銀行は、ベンディゴ・アンド・アデレード銀行グループ（Bendigo and Adelaide Bank Group）の 100%子会社であり、オーストラリアの主要銀行が撤退した地方・僻地においてニーズの高い銀行サービスを提供するという使命を持って設立された⁶⁵。同行は、2000 年、ベンディゴ銀行（Bendigo Bank）と農業ビジネスを専門に扱う投資会社エルダーズ（Elders）社が 50%ずつ出資しエルダーズ・ルーラル銀行（Elders Rural Bank）として銀行免許を取得し、開業した。ルーラル銀行という名称に変更したのは 2009 年であり、エルダーズ社が出資持分をベンディゴ銀行へ売却、翌年にはベンディゴ・アンド・アデレード銀行グループの 100%子会社となった。今日、他金融機関とのパートナーシップも含め、国内約 400 か所でルーラル銀行の商品やサービスが提供されている。

地方部での金融サービス提供を行うルーラル銀行では、“Relationship Manager”と呼ばれる担当スタッフを配置して、顧客の借入相談や融資業務を実施している。このポジションには、農業ビジネスの経験者、或いは知見や理解、関心のある専門家を起用している。こうして、他行では提供できない専門的な知識を持った職員が、顧客の細かい要求にも応えられる体制が整備されているため、高付加価値のサービスを提供できる点がルーラル銀行の強みである。同行は小規模農家を対象としており、農業ビジネスでの融資金額は、15,000～50,000 豪ドル程度、1 件当たりの平均融資金額は 20,000 豪ドル程度である。

⁶³ オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics） 5655.0-Managed Funds, Australia
<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/5655.0>

⁶⁴ 2013 年 12 月ヒアリングに基づく。

⁶⁵ ルーラル銀行ウェブサイト ‘Our History’ <http://www.ruralbank.com.au/about-us/about-rural-bank/our-history>

第5章 最近の金融動向と今後の展望

1. 最近の金融動向

(1) 金融制度改革の動向

オーストラリアの金融制度全体については、2013年9月に政権を獲得したアボット政権により、約1年をかけて様々な角度からレビューが実施された（なお、2015年9月15日よりマルコム・ターンブル政権）。オーストラリアでは1997年以降、長らく大規模なレビューがなされてこなかったために実施されたものであり、2014年12月7日に報告書が公表された⁶⁶。

同報告書は、金融制度の破綻を防ぐこと、また、万一の破綻時にそのコストを下げることを目的として、44の提案をしている。その中で、銀行制度については、レバレッジ比率の導入、事前に資産を確保しない政府保障型の預金保険制度の維持、休眠口座扱いとする年限の3年から7年への引上げ、認可預金受入機関（ADIs）と金融会社（Finance Companies）等によって提供される投資商品の区分の明確化等が求められている。また、銀行制度以外の分野では、スーパーアニュエーションの競争促進、クラウドファンディングの制度整備等も提案している。2015年10月に関係者からの意見募集も終了し、今後、様々な改革が実施される見込みである。

(2) マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況⁶⁷

オーストラリアにおいては欧州ほどにはソーシャルファイナンスが盛んではないものの、近年は注目すべき取り組みが見られる。

教会系の慈善団体である「Good Shepherd Youth & Family Service (GSYFS)⁶⁸」は、ナショナル・オーストラリア銀行（NAB）とパートナーシップを結び、「NILS (No Interest Loan Scheme)」という無利子融資制度と、「Step Up」という低金利ローン、「Adds Up」という貯蓄促進プログラムを提供してきた。

1988年に、GSYFSはNILSを開発し、低所得者の個人及び世帯に、融資を行ってきた。融資の内容としては、冷蔵庫や洗濯機、家具、家電、パソコンといった必需品や、医療手続きなどのサービスについて、最高1,500豪ドルまで利用可能である。返済期間は12ヶ月から18ヶ月に設定され、少額での返済が可能である。NILSを受ける要件として、保険証または年金カードを持っているか、年間収入が45,000豪ドル以下であることが求められる一方で、信用調査は求められない。現金や債権の他、家賃滞納、借金、請求書の支払に対する貸出は行っていない。NILSは、オーストラリアの600以上の地域の178の地域社会団体が提供を行っている^{69,70}。NILSの利用者の68%が女性である。平均借入金額は904豪ドルであり、完済率は95%にも及ぶ。これまでの延

⁶⁶ 金融制度調査委員会（Financial System Inquiry）ウェブサイト、“Financial System Inquiry Final Report”
<http://fsi.gov.au/publications/final-report/>

⁶⁷ 2013年12月のヒアリングに基づく。

⁶⁸ 主として女性向けのコミュニティサービス活動を行っている。

⁶⁹ ナショナルオーストラリア銀行（NAB）ウェブサイト NAB launches microfinance programs in Far North Queensland
<https://www.nab.com.au/about-us/media/media-releases-2009/nab-launches-microfinance-programs-in-far-north-queensland>（2018年2月2日閲覧）

⁷⁰ Good Shepherd Microfinance ウェブサイト
<http://nils.com.au/>（2018年2月2日閲覧）

べ利用者は、20万5千人である⁷¹。

2004年3月に、Step UpはGSYFSとNABの共同の取組みとして、メルボルンで開始された。Step Upは低所得のオーストラリア人に、公正で手頃なローンを提供するだけでなく、他の銀行業務を積極的に提供することに重点を置いている。これまでに、1万件を超える相談や金融商品の適切な提案により、1,600件以上の融資を遂行した。Step Upは、800豪ドルから3,000豪ドルまで、年利3.99%で提供されている。Step Upは、GSYFSと13のコミュニティ機関を通じて、すべての州で提供されている。貸出の用途には、主に車の修理、中古車、ソーラーパネル、水タンク等の購入や、家のメンテナンス・修理、医療費や歯科治療費、職業教育費等がある⁷²。

GSYFSとNABは2009年5月に、Adds Up（追加貯蓄制度）と呼ばれる特徴的な貯蓄プログラムを開始した。Adds UpはNILSまたはStep Upのローン完済後に利用することができる。Adds Upはローン債務者の返済を支援し、さらに完済により債務者が貯蓄習慣を習得することを目的としている。Adds Upに対する需要が多いため、2017年4月30日以降、Adds Upのサービス提供は停止されている。

また、同じく教会系の慈善団体である「Brotherhood of St Laurence⁷³」とコミュニティセクターの金融機関が共同で提供している「Advance Personal Loans」という個人向けローンプログラムなどが存在している⁷⁴。この個人向けローンプログラムは、ルーラル銀行（Rural Bank）の親会社であるベンディゴ銀行（Bendigo Bank）とのパートナーシップの下、所得者に対して500～2,000豪ドルの個人ローンを提供するもので、社会的に弱い立場にある個人が金融機関にアクセスできるようになることにより社会参画ができるようにすることを意図したものである⁷⁵。

(3) コミュニティ銀行（Community bank）の設立⁷⁶

ベンディゴ銀行は、独自のビジネスモデルであるコミュニティ銀行を展開し、地域に根差した金融機関として成功している⁷⁷。コミュニティ銀行は、まず100万ドルを上限に地域団体が設立資金を集め、設立する銀行の持ち分を保有することで銀行のオーナーになるという形で設立される。コミュニティ銀行で得た利益の50%が地域に属し、学校や病院など地域の発展のために使われる。コミュニティ銀行は認可預金受入機関ではなく、ベンディゴ銀行の取扱商品を提供する代理店という位置づけである⁷⁸。なお、当該ビジネスモデルは、ベンディゴ銀行が開発したものであり、特許登録済である。

⁷¹ GoodShepherdmicrofinance ウェブサイト

<http://goodshepherdmicrofinance.org.au/services/no-interest-loan-scheme-nils/>（2018年2月2日閲覧）

⁷² ナショナルオーストラリア銀行（NAB）ウェブサイト NAB launches microfinance programs in Far North Queensland <https://www.nab.com.au/about-us/media/media-releases-2009/nab-launches-microfinance-programs-in-far-north-queensland>（2018年2月2日閲覧）

⁷³ 主として貧困層向けの支援を行っている。

⁷⁴ Brotherhood of St Laurence and Foresters Community Finance, From the margins to the mainstream The challenges for microfinance in Australia, 2009.

⁷⁵ 2013年12月のヒアリングに基づく。

⁷⁶ 2013年12月のヒアリングに基づく。

⁷⁷ 銀行の成長の前に地域の成長をというモットーを掲げ、コミュニティベースの銀行＝Community Bankを次々と設立している。

⁷⁸ コミュニティ銀行は、ビクトリア州の小さな村（village）で、大手商業銀行の最後の支店が閉鎖されたことをきっかけに、村が独自の銀行を創設したことが設立起源。今日では300以上のコミュニティ銀行が設立されている。ベンディゴ銀行は、同行のモットーである、地域コミュニティの発展を推し進めるためのツールとして、商品・サービスやノウハウ、人事制度に関わる知見をコミュニティ銀行へ提供している。

(4) 大手銀行のオンライン決済サービス拡充

大手4行は総資産ベースで8割のシェアを有しており、足元ではオンライン決済サービスを通じて預金の囲い込みを図る方針である。各銀行にとってはITシステム投資が経営上の喫緊の課題となっている。2016年4月には、ANZ銀行が他行に先駆けてApple Payとの提携を実現した⁷⁹。他方で、その他3行は独自の電子決済アプリ導入のためApple社との集団交渉を目指しているが、当局からの承認が得られていない⁸⁰。これに対し、投資銀行大手マッコーリー・グループとオランダ大手銀行INGグループは2017年2月より「アップルペイ」をオーストラリア国内で提供している⁸¹。

なお、コモンウェルス銀行は2016年8月1日のオンラインバンキング障害により決済が滞り顧客から批判を浴びた⁸²。

2. 今後のオーストラリア郵便公社の動向

(1) オーストラリア郵便公社の経営形態

オーストラリア郵便公社の動きとしては、オーストラリアにおいて、地方部で閉鎖された銀行支店が多かったため、政府系の郵便貯金を作るべきではないかという声が議会で出始めている⁸³。このことから、オーストラリア郵便公社が、国営銀行を創設するのではとの見方も一部あったが、同社は銀行業務を始めるだけの資金・人材がないとして、これを否定し、今後も受託業務として金融サービスを提供していくと明言している。オーストラリア郵便公社は、国営銀行となって金融機関と競合関係に陥るよりも、オーストラリア全土で広く国民にサービスを提供できる機関として、金融機関の提供サービスを補完する立場でありたいとし⁸⁴、2014年6月には地方郵便局の維持をサポートするプログラムを開始している⁸⁵。

(2) オーストラリア郵便公社の郵便関連業務

他方、本業である郵便関連業務については、今後郵便物数は減少すると見込んでおり、収益構造の変革にも取り組んでいる⁸⁶。郵便事業への投資を縮小する一方で、Eコマースの旺盛な伸びにより今後も拡大が期待される小包事業への投資を拡大し、金融

⁷⁹ Sydney Morning Herald, 20 June 2016, “Deposits lift on Apple Pay, says ANZ Bank”
<http://www.smh.com.au/business/banking-and-finance/deposits-lift-on-apple-pay-says-anz-bank-20160617-gplpfs.html>

⁸⁰ Reuters, 2017年2月13日「豪銀4行、アップルペイ巡る集団交渉方針を修正 当局に許可求める」
<https://jp.reuters.com/article/apple-pay-australia-banks-idJPKBN15SoAI>

⁸¹ ロイター, 2017年3月31日付
<https://jp.reuters.com/article/apple-australia-idJPKBN17207H> (2018年3月14日閲覧)

⁸² Sydney Morning Herald, 2 August 2016, “Commbank and Netbank down: Commonwealth Bank customers take to social media to vent after system crash”
<http://www.smh.com.au/business/consumer-affairs/commbank-and-netbank-down-commonwealth-bank-customers-take-to-social-media-to-vent-after-system-crash-20160801-gqimiw.html>

⁸³ Asia Pulse, Nov 1, 2010, “Opposition MP calls for Australia Post to get into banking”

⁸⁴ Australian Banking & Finance, 2012年2月15日付

⁸⁵ オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート(2014年)」
http://auspost.com.au/annualreport2014/assets/downloads/AusPost_AR14_Full_report.pdf

⁸⁶ 2013年12月のヒアリングに基づく。郵便事業は縮小していく方向だが、郵便公社がそれを理由に地方部の郵便局数を閉鎖する考えはないということであった。

業務についても、重要な収益源として投資を集中させ、店舗運営では効率化を追求していくという。またオンライン化や郵便局が取り扱う身分証明関連の行政業務（パスポート、運転免許証等）を強化するという。郵便局の店舗の中には、アメリカン・エクスプレス（American Express）のカウンターを設置しているところもある。オーストラリア郵便公社は今後、これを 200 店舗にまで拡大していく予定である。このように、郵便局内に旅行会社やクレジットカード会社を併設することにより、従前の預金・両替サービスと併せて、ワンストップサービスの提供を通じて利便性を高めるという動きを加速させている。

2016 年からは普通郵便の切手額を 70 セントから 1 豪ドルへ値上げするとともに、通常配送の所要日数を長くし、優先配送区分（1.5 豪ドル）を新設するなど収益改善に取り組んでいるが、郵便事業を黒字化するのは構造的に不可能とのコメントを発表し、郵便事業には見切りをつける姿勢を鮮明にした⁸⁷。財務体質の改善と小包・金融など成長セクターへの投資資金を確保するため、オーストラリア郵便公社は総額 3 億ドルとも評価される各州都の郵便局建物を不動産信託ファンドの組成を通じて部分売却し⁸⁸、並行して国内外での資金調達も模索中である⁸⁹。

小包事業の拡大にあたっては、中国市場へのアクセスを一つの柱にしている。中国の電子商取引（EC）サイトである Alibaba 社の Tmall に対し、オーストラリア事業者の出品を支援している⁹⁰。

⁸⁷ Australian Financial Review, 26 February 2016, “Dead letter day for Aussie Post”

<http://www.afr.com/news/economy/dead-letter-day-for-aussie-post-20160226-gn4ihd>

⁸⁸ Australian Financial Review, 30 May 2016, “Australia Post offloads suburban retail property for \$7.4m”

⁸⁹ Bloomberg News, 7 July, 2016 “Australia Post to Meet with Debt Investors in Australia, Asia”

⁹⁰ Star Track Express ウェブサイト（オーストラリア郵便公社子会社）

<https://www.startrack.com.au/articles/how-to-sell-on-tmall>

< 出所資料一覧 >

【中央銀行・監督官庁等・協会等ウェブサイト】

- ・ オーストラリア政府ウェブサイト <http://www.australia.gov.au/>
- ・ オーストラリア準備銀行(RBA)ウェブサイト <http://www.rba.gov.au/>
- ・ オーストラリア健全性規制庁(APRA)ウェブサイト <http://www.apra.gov.au/Pages/default.aspx>
- ・ オーストラリア証券投資委員会(ASIC)ウェブサイト <http://asic.gov.au/>
- ・ オーストラリア統計局ウェブサイト <http://www.abs.gov.au/>
- ・ オーストラリア国税庁ウェブサイト <https://www.ato.gov.au/>
- ・ 金融制度調査委員会ウェブサイト <http://fsi.gov.au/>
- ・ 会員協働金融機関組合ウェブサイト <http://www.customerownedbanking.asn.au/>

【論文・雑誌・業界紙等】

- ・ 野村亜希子(2013)、「オーストラリアのスーパーアニュエーション —1.6兆豪ドルの私的年金の示唆—」、『野村資本市場クォーターリー』、2013年秋号、所収。
- ・ 松島吉洋(1993)、「オーストラリアの金融自由化政策の経験」、伊東和久・山田俊一編『経済発展と金融自由化』、アジア経済研究所、1993年、所収。

【郵便公社ウェブサイト】

- ・ オーストラリア郵便公社ウェブサイト <http://auspost.com.au/>

【民間金融機関等ウェブサイト】

- ・ ルーラル銀行ウェブサイト <http://www.ruralbank.com.au/>